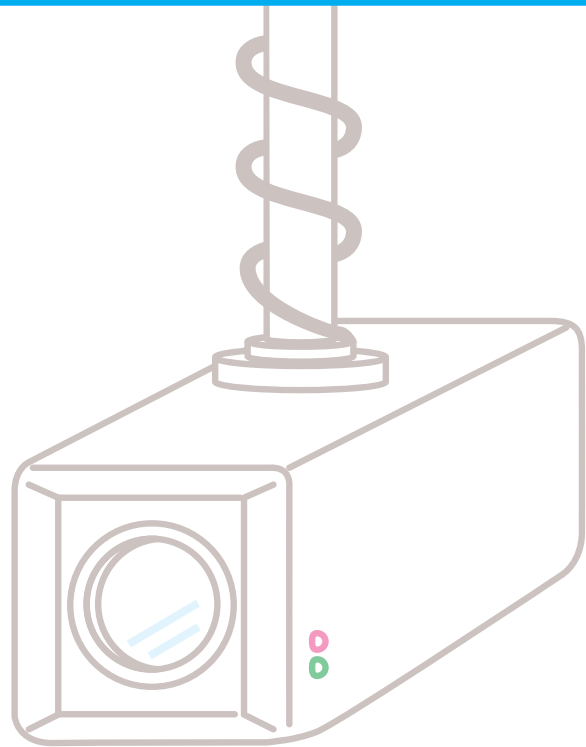


防犯カメラの運用等に関する ガイドライン

防犯カメラの設置および運用にあたって配慮すべき基準



目次

発刊にあたって

堺市防犯カメラの運用等に関するガイドライン

第1 はじめに	1
第2 防犯カメラの設置および運用にあたって配慮すべき基準	2

堺市防犯カメラの運用等に関するガイドライン 解説

I. 設置を検討するとき	5
1 カメラの設置目的	6
2 カメラの設置形態	6
3 カメラの撮影場所	7
4 個人判別可能な画像の記録	7
II. 設置にあたって	8
1 防犯カメラ（撮影装置）の設置	8
2 画像記録装置の設置	10
3 画像の保存期間の設定	11
4 防犯カメラ設置の表示	12
III. 運用の前に	13
1 管理責任者・操作担当者の指定	13
2 設置運用規定の策定	15
3 管理上必要な記録の書式の準備	15
IV. 運用開始後	16
1 原則	16
2 画像の提供を求められた場合	17
3 問い合わせを受けた場合	21
4 保守点検や撤去を行う場合	22
防犯カメラ設置運用規定（作成例）	23
外部提供に際してのチェックリスト（作成例）	25
防犯カメラ データ管理表（例）	26

発刊にあたって

近年、本市内においては、誰もが行きかう公共の場所に防犯カメラが多く設置されるようになり、犯罪の防止や事件の解決に役立っています。しかし一方で、防犯カメラには、撮影された画像がどのように使われているかわからない、といった不安の声もあります。

そこで本市では、防犯カメラの適正な設置・運用方法を周知し、防犯カメラによる犯罪の防止とプライバシー保護との調和を図り、防犯カメラの円滑な設置を促進する統一した基準として、『堺市防犯カメラの運用等に関するガイドライン』を策定しました。

本ガイドラインは、設置者等の自主的な協力を前提として定めたものです。本ガイドラインが安全で安心して暮らすことのできるまちづくりに役立つためには、市民や事業者の皆様の理解と協力が欠かせません。

このパンフレットは、ガイドラインに基づいて、防犯カメラを設置・運用するにはどのようにすればよいか、具体的な方法を示すために作成しました。

これから防犯カメラ設置を検討されている方はもとより、すでに防犯カメラを設置・運用されている方にもこのパンフレットを活用し、適正な設置・運用を図っていただきますようお願いいたします。

本市では、このガイドラインの普及を行い、安全で安心して暮らすことのできるまちづくりに役立てていきます。

平成 25 年 3 月
堺市市民人権局市民生活部
市民協働課

堺市防犯カメラの運用等に関するガイドライン

第1 はじめに

1. 目的

このガイドラインは、防犯カメラを設置する者および運用する者が配慮すべき望ましい基準を示す。それにより、プライバシーを保護し、防犯カメラに対する信頼を確保しながら、市、市民および事業者が互いに協力して犯罪の防止に努めるまちづくりの実現につなげることを目的とする。

2. 基本的な考え方

(1) 原則

人には、むやみに自分の姿や行動を撮影されない自由（プライバシー）がある。また、カメラで撮影された本人が特定できる画像は個人情報にあたる。防犯カメラは、こうしたプライバシーの保護や個人情報の適正な取り扱いに十分に留意しながら設置および運用され、犯罪を防止するために役立てられるべきである。

(2) 定義

このガイドラインが対象とする防犯カメラは、次の二つの要件をともに満たすものとする。

（ア）犯罪の防止の目的を主な、あるいは副次的な目的として、継続して設置されるもの。

（イ）不特定または多数の人が利用する特定の箇所に向けて設置される撮影装置であり、かつ、特定の個人を判別できる画像を記録する装置を備えるもの。

なお、前記（ア）、（イ）の要件を満たさないカメラについても、設置目的や運用条件に照らして可能な限り、このガイドラインを参考にして設置または運用がなされることが望ましい。

(3) 市民や事業者の理解と協力

このガイドラインが犯罪の防止に努めるまちづくりの実現に役立つには、市民や事業者がその内容と意義を理解し、ガイドラインの基準を守った防犯カメラの設置および運用に協力することが欠かせない。

(4) 市の責務

市は、地域や事業に関わる各種団体の協力を得て、このガイドラインを普及させ、ガイドラインの基準が守られるよう啓発を行う。

市は、ガイドラインを守りながら防犯カメラを設置および運用することが、犯罪の防止に努めるまちづくりに役立つことについて、市民や事業者に対して理解と協力を求める。

(5) 見直し

このガイドラインについては、社会状況の変化や技術の進展に応じて必要な見直しを行う。

第2 防犯カメラの設置および運用にあたって配慮すべき基準

1. 設置の目的

(1) 目的の明確化

防犯カメラを設置または運用する者（以下「設置者等」という。）は、犯罪、災害または事故を防止するなどの目的を明確にしておかなければならない。

(2) 目的外運用の禁止

設置者等は、その目的を逸脱した運用を行ってはならない。

2. 撮影範囲と設置場所

防犯カメラを設置するにあたっては、犯罪の防止などの設置目的の実現上、必要最小限の範囲で撮影範囲を設定したうえで、カメラを設置する場所および台数、角度、画角など撮影装置の条件を決めることとする。それにより、可能な限りの工夫を行い、私的な空間の個人を判別できる画像ができるだけ記録されないようにする。

3. 設置の表示

設置者等は、撮影区域またはその周辺の見やすい場所に、防犯カメラを設置していること、および、設置者等の名称をわかりやすく表示する。

なお、建物や施設などの内部に設置する場合には、その出入口にも上記の表示を行うことが望ましい。その場合において設置者等が明らかであるならば、設置者等の名称を省略することができる。

4. 管理体制

(1) 管理責任者

設置者等は、防犯カメラの運用を適正に行うため、運用に責任を持つ管理責任者を指定する。

(2) 操作担当者

管理責任者は、防犯カメラに関わる機器の操作や画像の視聴（以下「操作・視聴」という。）を行える操作担当者を指定する。

操作・視聴は、原則として、管理責任者または操作担当者が行う。例外として、他の者が操作・視聴を行う場合には、管理責任者の了解を得なければならない。

5. 秘密の保持

設置者等、管理責任者および操作担当者は、防犯カメラの画像と、画像から知り得た個人に関する情報をむやみに人に漏らしてはならない。また、それらを不当な目的のために使用してはならない。

このことは、設置者等、管理責任者および操作担当者でなくなった後においても同様とする。

6. 画像の適正な管理

設置者等は、画像の適正な管理を図るため次のようにする。

(1) 記録装置・媒体の保護

画像記録装置や記録媒体は、施錠できる場所に置き、他の者が外部へ持ち出しできないようにする。

(2) 有線・無線の保護

撮影装置から画像記録装置や記録媒体に画像を送信する有線あるいは無線上から画像が漏れないよう必要な保護を行う。

(3) 画像の保護

画像を他の記録媒体へ複製、移動または送信するにあたっては、設置目的に照らして必要性を慎重に判断する。そのうえで複製、移動または送信の操作を行うときには、管理責任者の承認を得るものとする。あわせて、次の二つの要件を満たすことが望ましい。

(ア) 複製、移動または送信をしたことについて、管理上必要な記録を残す。

(イ) 複製、移動または送信にはパスワードの入力を求めるように設定するなど画像を保護する。

(4) 画像の保存期間

画像の保存期間は、あらかじめ明確に定める。

あらかじめ定める保存期間は、1か月以内とすることが望ましい。1か月を超えて定める場合、設置目的に照らして必要最小限とする。

個別の事情により、あらかじめ定めた期間を超えて特定の画像を保存する場合、理由を明確にしたうえで、管理上必要な記録を残す。

(5) 画像の消去

前記(4)の保存期間が終了した画像は、上書きまたは初期化などにより確実に消去する。

記録媒体（記録媒体を内蔵している画像記録装置も含む。）を破棄する場合、画像の読み取りまたは復元ができないよう処分する。

(6) 画像加工の禁止

画像は、撮影された状態のまま保存し、加工したものを保存してはならない。

7. 画像提供の制限

設置者等は、原則として、第三者に対して画像を提供してはならない。

例外として第三者に画像を提供する場合には、設置者等は、次のいずれかに当たることを確認したうえで、設置目的に照らして必要性を慎重に判断する。

(ア) 法令に基づく場合。

(イ) 捜査機関から犯罪や事故の捜査の目的で提供の要請を受けた場合。

(ウ) 個人の生命や身体、財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ない場合。

(エ) その他、設置目的に照らして必要と考えられる場合。ただし、個人を判別できる画像を提供するときは、その本人の同意を得なければならない。

前記(ア)～(エ)のいずれかに基づき提供する場合、次の二つの要件をともに満たすこととする。

(1) 提供する相手に対して、身分証明書の提示を求めるなどして、身分を確認する。

(2) 提供したことについて、管理上必要な記録を残す。

前記(1)、(2)の要件に加えて、要請や同意を文書によって確認することが望ましい。

8. 設置運用規定の策定と遵守

設置者等は、このガイドラインが示す基準を守って防犯カメラの設置および運用が行われるよう、設置や運用に関する規定（以下「設置運用規定」という。）を策定する。

設置者等は、設置運用規定が遵守されるよう、管理責任者や操作担当者に対する周知徹底を図る。あわせて、設置運用規定に基づくマニュアルまたはチェックリストを作成し、管理責任者や操作担当者に利用させることが望ましい。

9. 問い合わせへの対応

設置者等は、防犯カメラに関する問い合わせや苦情（以下「問い合わせ等」という。）を受けた場合、問い合わせ等の対象が設置目的や設置運用規定に照らして適正な行為かどうか判断し、誠実かつ迅速に対応する。

あわせて、問い合わせ等に対応する者をあらかじめ指定し、対応要領を定めておくことが望ましい。

10. 防犯カメラの保守点検と撤去

(1) 保守点検

設置者等は、防犯カメラに関わる機器を定期的に点検し、必要に応じて交換を行う。

(2) 撤去

設置者等は、防犯カメラの運用をやめると決定した場合、責任を持って撮影装置や設置表示を撤去する。

堺市防犯カメラの運用等に関するガイドライン 解説

I. 設置を検討するとき

ガイドラインは、対象とする防犯カメラを次のように定義しています。

【ガイドライン】（第1-2）

2. 基本的な考え方

（2）定義

このガイドラインが対象とする防犯カメラは、次の二つの要件をともに満たすものとする。

（ア）犯罪の防止の目的を主な、あるいは副次的な目的として、継続して設置されるもの。

（イ）不特定または多数の人が利用する特定の箇所に向けて設置される撮影装置であり、かつ、特定の個人を判別できる画像を記録する装置を備えるもの。

なお、前記（ア）、（イ）の要件を満たさないカメラについても、設置目的や運用条件に照らして可能な限り、このガイドラインを参考にして設置または運用がなされることが望ましい。

解説

ガイドラインでは、以下の4つの要件すべてを満たす防犯カメラが対象になります。

- 1 防犯を目的のひとつとしている。
- 2 特定の場所に向けて継続して設置される。
- 3 不特定または多数の人が映る。
- 4 個人を判別できる画像を記録する。

◎ガイドラインの対象とならない防犯カメラの運用等について

ガイドラインの対象となる防犯カメラを設置する者は、ガイドラインが定める望ましい基準を自主的に守ることが期待されます。法律や条例に基づく規制とは異なり、基準の遵守を義務づけるものではありません。犯罪の防止に努めるまちづくりを実現するうえで、あくまで自主的な理解と協力をお願いするものです。

では、先に挙げた要件を満たさないカメラの設置者には、ガイドラインの基準に配慮することは期待されないのでしょうか。たしかに、ガイドラインは、プライバシーや個人情報の保護の観点から基準を守ることが強く期待されるカメラを対象としています。ガイドライン本文に明記されているように、その他のカメラについても、可能な限り基準を守ることが望ましいと考えられます。

1 カメラの設置目的

ア 設置目的を明確にする。

カメラの設置を検討する理由が、たとえば近隣で車上ねらいの発生が続いており続発を防ぎたいということであれば、カメラの設置目的は防犯です。被害時に画像を警察に提供して検挙につなげるのも、再発を防ぐという意味で設置目的は防犯になります。

このように防犯が設置目的の場合でも、実際にカメラを設置したら、防犯以外にも利用できる機会は出てきます。たとえば、交通事故が起きたときに再発防止策を検討する、集中豪雨のときに浸水状況を確認するなどさまざまな想定ができます。しかし、プライバシーや個人情報を保護するうえで大切なのは、ガイドラインが定めるとおり、場当たりのカメラを利用することなく、あらかじめ設置目的を限定しておき、それ以外には利用しないことです。

設置目的が、混雑する施設の安全管理など防犯以外である場合も同様です。二次的な目的に防犯を含めるかどうかを明確にしておきましょう。

【ガイドライン】（第2-1）

1. 設置の目的

（1）目的の明確化

防犯カメラを設置または運用する者（以下「設置者等」という。）は、犯罪、災害または事故を防止するなどの目的を明確にしておかなければならない。

（2）目的外運用の禁止

設置者等は、その目的を逸脱した運用を行ってはならない。

イ 設置運用規定に盛り込む。

関係者の間で設置目的を申し合わせるだけでは、目的外運用を防ぐには不十分です。後述する設置運用規定（P.15、P.23 参照）で明確に規定しておきましょう。

2 カメラの設置形態

特定の場所に向けて継続して設置するカメラは、結果として、その特定の場所を見張ることとなり、いつ、どのような人が来たのかなどの情報を蓄積することになります。このようなカメラは、プライバシーや個人情報の保護上、適正な基準に基づいて運用される必要があります。



「継続して設置」とは、どのくらいの期間や時間を意味していますか？



たとえば、コンサートや祭りなどのイベント時において開催期間や開催時間に限って撮影するようなカメラではなく、一定の場所に固定して継続的に撮影することを目的に設置するカメラをいいます。24時間稼働でなくても、一定の場所に固定して継続的に撮影する場合にはガイドラインの対象になります。

3 カメラの撮影場所

もともと特定の少数の人だけが利用する施設の場合、カメラの設置と運用方法に合意を得れば、その人々の意志に反した撮影や記録画像の利用は避けられます。ところが、不特定または多数の人が利用する場所を撮影するカメラの設置と運用方法については、映る人の合意をあらかじめ得ることは不可能です。それゆえ、適正な基準に基づいて運用することで、プライバシーや個人情報を保護する必要があります。

—不特定または多数の人が利用する施設や場所の例—

銀行・ATM、小売・飲食店、映画館・劇場、パチンコ店・ゲームセンター、レジャー・スポーツ施設、ホテル・旅館、駅・空港・バスターミナル、駐車場、商店街・地下街、道路、公園・広場、病院、社寺、電車・バス・タクシーなど

Q マンション建物内や事業所敷地内に設置する防犯カメラはガイドラインの対象となりますか？

A マンション建物内や事業所敷地内では、限られた人（特定少数）が撮影の対象となるため、ガイドラインの対象外になりますが、マンション敷地から駐車場やゴミステーションなど不特定多数の人が出入りできる場所を撮影する場合などは対象となります。

なお、対象外となる防犯カメラについても、ガイドラインの趣旨を踏まえて運用していただきたいと考えています。

4 個人判別可能な画像の記録

ある人のプライバシーや個人情報の保護に配慮しなければならないのは、その人と判別できる画像を撮影する場合です。このような画像を記録する場合には、記録媒体の取り扱い次第でプライバシーが侵害されたり、個人情報が流出したりするおそれが出てくるので、特に慎重な配慮が求められます。

個人を判別できる画像とは、複数の人のなかで、特定の個人を判別できる画像です。

たとえば、直接会ったり、もしくは身分証などの写真を見ればその人と判別できる画像です。記録画像が個人を判別できるかどうかは、下枠のとおり、カメラと記録装置の条件によって左右されます。

—個人判別が可能な画像を記録する条件—

現在、38万画素以上の性能の防犯カメラが一般的となっています。たとえば、38万画素のカメラで人物が頭から足先まで映る範囲で撮影し、HDDなどのデジタル記録装置を備えていれば、個人を判別できる録画が可能となります。

最近では100万画素など、より高解像度の防犯カメラも販売されていますので、さらに顔などが小さく映っている画像でも個人判別が可能となります。

Q 記録装置のないモニターだけのカメラはガイドラインの対象となりますか？
反対に、モニターのない記録装置だけのカメラはどうでしょうか？

A 記録装置のない防犯カメラは、画像が記録されない分、プライバシーや個人情報を侵害するおそれが少ないことから、対象外としています。モニターの有無に関わらず画像が記録される場合は、ガイドラインの対象となります。

Ⅱ. 設置にあたって

防犯カメラ(撮影装置)や画像記録装置の設置にあたっては、プライバシーや個人情報の保護に配慮した慎重な設置が求められます。設置方法について、以下の順に解説します。

- 1 防犯カメラ(撮影装置)の設置
- 2 画像記録装置の設置
- 3 画像の保存期間の設定
- 4 防犯カメラ設置の表示

1 防犯カメラ(撮影装置)の設置

防犯カメラ(撮影装置)を設置するときは、プライバシーや個人情報の保護に配慮して、以下の通り設置を行ってください。

- ①撮影の範囲を決める。
- ②設置目的に合わせて画角等を設定する。
- ③モニターで確認する。

①撮影の範囲を決める。

【ガイドライン】(第2-2)

2. 撮影範囲と設置場所

防犯カメラを設置するにあたっては、犯罪の防止などの設置目的の実現上、必要最小限の範囲で撮影範囲を設定したうえで・・・。

解説

防犯カメラを設置するときは、とりあえず防犯カメラを設置して、これだけ映っていれば十分、と簡単に判断しがちです。しかしながら、不必要な画像まで撮影すればそれだけプライバシーや個人情報の保護上の問題が出てくると考えられます。そのため、まずはどこを撮影するのかを明確にしましょう。

②設置目的に合わせて画角等を設定する。

【ガイドライン】(第2-2)

2. 撮影範囲と設置場所

・・・必要最小限の範囲で撮影範囲を設定したうえで、カメラを設置する場所および台数、角度、画角などの撮影装置の条件を決めることとする。

解説

①で決めた撮影範囲だけを撮影するためには、カメラの設置場所・台数・角度に加えて、画角にも気をつける必要があります。画角とは、(図1)のとおり、撮影画面に入る範囲や人物の大きさのことです。たとえば、マンションの入口などで、確実に個人を特定できる画像を撮影する場合には、画面全体に人物の全身が映るように画角を設定します(画角B)。

◎設置目的と画角

画角 A

目的：行動の把握

画面のほぼ 1/2 の高さに人物の全身が映る大きさ

マンションエレベータホール、店舗内、駐車・駐輪場など、行動把握する場所は画角Aで撮影する。



画角 B（全身）

目的：人物の特定

画面全体に人物の全身が映る大きさ

出入口、従業員通用口、荷物搬入口など、人物を特定する場所は画角Bで撮影する。



画角 C（バストショット）

目的：人相の認識

人物の胸部から上が画面全体を占める大きさ

レジや金庫周りなど重要防犯部位では人相の認識ができる画角Cで撮影する。



図 1

③モニターで確認する。

【ガイドライン】（第2-2）

2. 撮影の範囲と設置場所

- ・・・可能な限りの工夫を行い、私的な空間の個人を判別できる画像ができるだけ記録されないようにする。

解説

「私的な空間」とは、通常、他人には入られたくない、見られたくない場所を指します。住居でいえば、部屋の内部からベランダ、玄関先までが入ります。仮に私的な空間が撮影範囲に入るとしても、画角の設定上、個人を判別できる画像でなければ、プライバシーや個人情報の保護上の問題は小さいといえます。

私的な空間において、個人を判別できる画像が映ってしまっている場合には、マスキングを使ってその部分だけを映らないようにすることもできます。マスキングとは、映したくない部分だけ塗りつぶして記録されないようにする技術です。設置目的を達成するためにどうしてもその部分が外せないのであれば、撮影される側の人に理解を求める必要があります。



Q 飲食店に出入りするお客さんが撮影範囲に入ってしまう。どうすればいいですか？



A まずは、その飲食店の出入口が映らないようにカメラの角度を変えたり、個人を判別できない画角に調整して下さい。マスキングの活用も有効な方法です。そうすることで設置目的が達成できなくなるのであれば、お店側に理解を求める必要があります。

撮影される側の人が気になるのは、通行人や店の監視を行っているのではないか、撮影された画像はきちんと管理されているのか、といったことです。その他、お店側が気になっていることを聞きとり、本ガイドラインや策定した運用規定などを示しながら、具体的な管理、運用方法を伝えて、不安を解消しましょう。

2 画像記録装置の設置

現在、画像記録装置は、ハードディスクドライブ（HDD）を記録媒体にするものと、メモリーカード（SD カードなど）を記録媒体にするものの2つに大別されます

【ガイドライン】（第2-6）

6. 画像の適正な管理

（1）記録装置・媒体の保護

画像記録装置や記録媒体は、施錠できる場所に置き、他の者が外部へ持ち出しできないようにする。

（2）有線・無線の保護

撮影装置から画像記録装置や記録媒体に画像を送信する有線あるいは無線上から画像が漏れないよう必要な保護を行う。

解説

それぞれの記録媒体ごとに、ガイドラインの基準を満たすために必要な工夫をまとめます。

ア ハードディスクドライブ（HDD）の場合

HDDは、画像を記録できる容量が大きいのが特徴です。そのため、多くの情報を保有することになるので、より厳格な管理が求められます。次の条件を満たすように設置してください。

- ①施錠のできる保管庫に入れるなどして、HDDが無断で操作されたり持ち出されないようにする。
- ②保管庫はできるだけ施錠可能な部屋に置く。
- ③カメラとHDDをつなぐケーブルについては、露出した部分を減らす。
- ④LAN ケーブルを使用する場合、※スイッチングハブをできるだけ施錠可能な箱などに入れる。
- ⑤記録画像を再生などする際、パスワードの入力を求めるよう設定する。



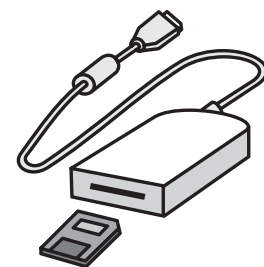
※スイッチングハブ…

複数の防犯カメラや HDD、パソコン、モニター等の機器を接続する「集線・交換装置」

イ メモリーカードの場合

メモリーカードは小さいため、カメラと一体、あるいはごく近くに設置できることが特徴です。しかし、その特徴ゆえに、メモリーカードを抜き取られる危険も伴います。そうした危険を避けるために、次の条件を満たすように設置してください。

- ①メモリーカードは、必ず施錠のできるところに設置する。
- ②パスワードを設定するなどして、設置者等以外がメモリーカードの画像を見ることができないようにする。



3 画像の保存期間の設定

これまで、防犯カメラ画像の保存方法は、記録媒体の容量一杯まで保存したらしたら、その後は上書き保存するという形が多かったようです。そのため、画像の保存期間は、結果的に、たとえば1か月で上書き保存されていれば「保存期間を1か月としている」というようなケースが見られました。

しかし、近年、技術の進歩によりHDDをはじめとする記録媒体の容量が著しく大きくなっていることから、このような保存方法では、設置目的を超えて多くの情報を保有することになりますので、ガイドラインでは次のような基準を示しました。

【ガイドライン】（第2－6）

6. 画像の適正な管理

（4）画像の保存期間

画像の保存期間は、あらかじめ明確に定める。

あらかじめ定める保存期間は、1か月以内とすることが望ましい。1か月を超えて定める場合、設置目的に照らして必要最小限とする。

個別の事情により、あらかじめ定めた期間を超えて特定の画像を保存する場合、理由を明確にしたうえで、管理上必要な記録を残す。

（5）画像の消去

前記（4）の保存期間が終了した画像は、上書きまたは初期化などにより確実に消去する。

記録媒体（記録媒体を内蔵している画像記録装置も含む。）を破棄する場合、画像の読み取りまたは復元ができないよう処分する。



画像の保存期間はどのくらいが望ましいのですか？



画像を保存する期間が長くなれば、プライバシーや個人情報をより多く持つことになるので、より厳格な管理が求められます。また、反対に画像の保存期間が短すぎると、事件や事故があった場合、警察などに画像を提供しようとしたら消えていた、という事態も考えられます。どれだけの保存期間が適切か、というのは難しい問題ですが、ガイドラインでは、なにか特別な必要性がある場合を除き、保存期間の目安は1か月以内としています。



「1か月を超えて定める」特別な理由としては、どのような場合が考えられますか？



たとえば銀行など、多額の現金を扱う場所においては、後から問題が発覚した場合、一般的な場所と比較して検証を行う必要性が高いため、長い期間、画像を保存することがあります。ただし、保存期間が長くなれば、管理上の責任の重さは増しますので、画像の管理、使用方法をより厳格にするなどの対応が必要です。

4 防犯カメラ設置の表示

防犯カメラに対する市民の信頼を確保するうえでは、撮影していることを周囲に知らせ、決して「隠し撮り」と思われないようにすることが不可欠です。

【ガイドライン】（第2－3）

3. 設置の表示

設置者等は、撮影区域またはその周辺の見やすい場所に、防犯カメラを設置していること、および、設置者等の名称をわかりやすく表示する。

なお、建物や施設などの内部に設置する場合には、その出入口にも上記の表示を行うことが望ましい。その場合において設置者等が明らかであるならば、設置者等の名称を省略することができる。



設置の表示には、①「防犯カメラ撮影中」などの設置を知らせる表記と、②自治会や会社といった設置者等の名称の表記の2つが必要です。

商業施設や交通機関、公園などの場合、その出入口などにも別途表示を行えば、犯罪を抑止する効果が期待できます。

防犯カメラ撮影中

株式会社〇〇〇〇〇〇

防犯カメラ作動中

〇〇〇〇〇〇自治会



ひとつの防犯カメラにひとつの表示が必要ですか？



防犯カメラの台数分の表示が必要な訳ではなく、防犯カメラの設置区域やその周辺の見やすい場所に表示していただければ結構です。人が撮影範囲に入る前に、防犯カメラが設置されているとわかることが理想です。



代表者名や連絡先を表記する必要がありますか？

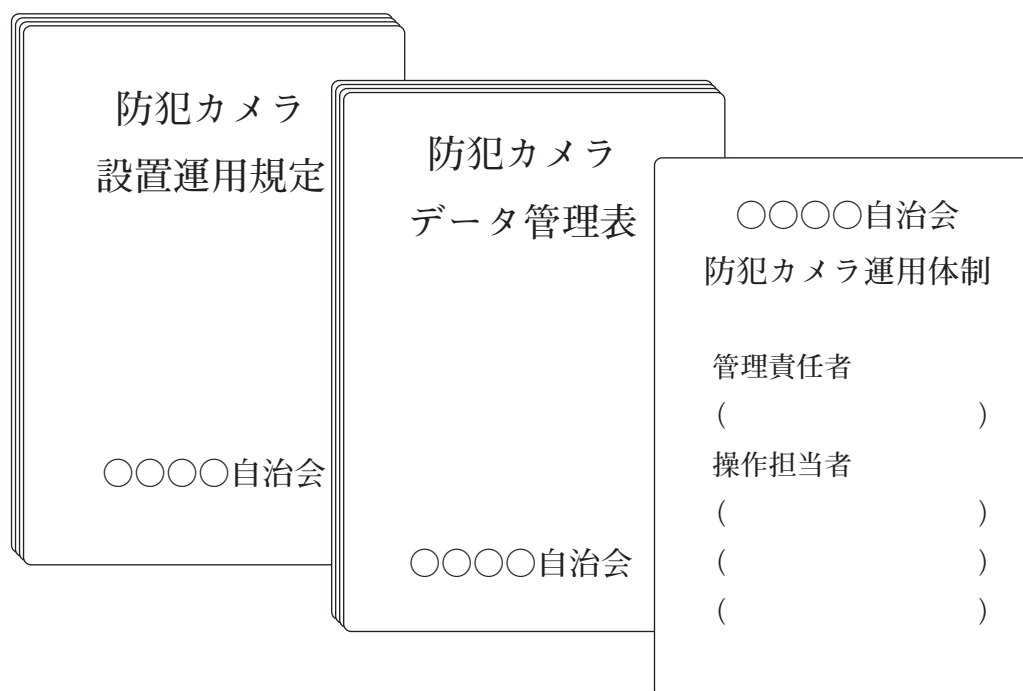


設置者が誰かが分かり、防犯カメラに関する問い合わせをしたい場合に連絡が取れるのであれば、代表者名や連絡先まで明記することを求めるものではありません。

Ⅲ. 運用の前に

防犯カメラ（撮影装置）や HDD などの画像記録装置を適切に設置・設定するだけでは、プライバシーの保護や個人情報の適正な取り扱いを図るのには十分ではありません。運用前に運用体制を整えておく必要があります。ここでは、運用体制について、以下の順に解説します。

- 1 管理責任者・操作担当者の指定
- 2 設置運用規定の策定
- 3 管理上必要な記録の書式の準備



1 管理責任者・操作担当者の指定

【ガイドライン】（第2－4）

4. 管理体制

(1) 管理責任者

設置者等は、防犯カメラの運用を適正に行うため、運用に責任を持つ管理責任者を指定する。

(2) 操作担当者

管理責任者は、防犯カメラに関わる機器の操作や画像の視聴（以下「操作・視聴」という。）を行える操作担当者を指定する。

操作・視聴は、原則として、管理責任者または操作担当者が行う。例外として、他の者が操作・視聴を行う場合には、管理責任者の了解を得なければならない。



指定するのは、管理責任者と操作担当者です。

管理責任者は、運用に責任を持つ者責任を持つ者として 1 人、操作担当者は複数人であることが適当と考えられます。

たとえば、自治会で防犯カメラを設置した場合、自治会長が管理責任者となり、防犯カメラを実際に操作する役員等を操作担当者に指定すればよいでしょう。

Q 設置者等と管理責任者とはどのように違うのでしょうか？

A 設置者等は設置者と運用者の総称で、防犯カメラを設置・運用する団体、組織などを指します。管理責任者は、設置者等が運用の責任者として指定した者になります。会社でたとえるなら、設置者等は会社全体で、管理責任者は、建物の管理を行う総務担当課長。駅でいえば、設置者等は鉄道会社、管理責任者は駅長、といったイメージです。

Q 管理責任者は自分で防犯カメラを操作してもよいのでしょうか？あるいは操作ができる必要がありますか？

A ガイドラインでは、操作・視聴は、原則、管理責任者または操作担当者が行う、としています。よって、管理責任者がカメラの操作を行っても構いません。また、管理責任者が自分自身で操作ができる必要は必ずしもありません。しかし、管理責任者は、操作担当者が行っている行為がどのようなものを把握している必要があります。

Q 管理責任者の具体的な仕事はどのようなことでしょうか？

A

- ・設置者等が整えた防犯カメラの適正な管理体制を、責任を持って運用すること。
- ・画像提供の要請を受けた場合、その必要性の判断を設置者等に求めること。
- ・設置者等が策定した設置運用規定を操作担当者に周知徹底すること。
- ・問い合わせ等があった場合、設置者等にその旨を伝え、判断を求めること。また、設置者等の求めに応じて問い合わせ等に対応すること。

Q 操作担当者の人数はどのくらいがよいのでしょうか？

A ガイドラインの規定上、特に人数は指定していません。設置する場所や設置台数などにより、適正な人数というのはさまざまだと思いますが、自治会であれば役員以上、会社であれば総務係員のみ、コンビニエンスストアであれば正社員のみ、といったように運用体制を整えておきましょう。

2 設置運用規定の策定

【ガイドライン】（第2-8）

8. 設置運用規定の策定と遵守

設置者等は、このガイドラインが示す基準を守って防犯カメラの設置および運用が行われるよう、設置や運用に関する規定（以下「設置運用規定」という。）を策定する。

設置者等は、設置運用規定が遵守されるよう、管理責任者や操作担当者に対する周知徹底を図る。あわせて、設置運用規定に基づくマニュアルまたはチェックリストを作成し、管理責任者や操作担当者に利用させることが望ましい。

解説

運用前に必ず設置運用規定を策定しておいてください。自治会が設置者等である場合の設置運用規定の作成例を示していますので、参考にしてください（P.23 参照）。

マニュアルやチェックリストについては、運用実態にあわせて作成することをおすすめします。このパンフレットでは、外部に画像を提供する場合のチェックリストを例示しています（P.25 参照）。

〇〇自治会防犯カメラ設置運用規定	外部提供に際してのチェックリスト
1. 趣旨 〇〇自治会（以下「自治会とする。」）は、〇〇地区における犯罪や事故を防止して、住民が安全で安心して暮らすことのできる地域社会を実現する目的のために、防犯カメラを設置し、運用する。前記の設置・運用目的を逸脱した運用は行わない。設置・運用目的を実現するにあたり、プライバシーの保護や個人情報の適正な取扱いに十分留意するためこの規定を定める。	1. ガイドラインにあげられた 4 つの理由に当てはまっているか ☐ ア 法令に基づく要請の場合 ☐ イ 捜査機関から犯罪や事故の捜査の目的で提供の要請を受けた場合 ☐ ウ 個人の生命や身体、財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ない場合 ☐ エ その他、設置目的に照らして必要と考えられる場合 個人を判別できる画像が含まれていないか ☐ 無 ☐ 有 ☐ 本人の同意を得たか 同意を得られない場合 ☐ モザイクをかけるなどの処置をしたか
2. 設置場所・撮影方向 (1) 防犯カメラの撮影範囲は、設置・運用目的を実現するために必要最小限とし、私的な空間の個人を判別できる画像ができるだけ記録されないように、別添配置図のとおりとする。また、画像が漏れないよう、配線等の保護を行う。 (2) 防犯カメラの撮影区域又はその周辺には、防犯カメラが作動中であること及び「〇〇自治会」と明記した表示板を別添配置図のとおり掲示する。	

3 管理上必要な記録の書式の準備

ガイドラインは、次の3点について、管理上必要な記録を残すことを求めています。①と②は必須、③は望ましいとされている要件です。

①所定の保存期間を超えて画像を保存する場合の記録（ガイドライン第2-6-（4））

②画像を提供した場合の記録（ガイドライン第2-7）

③他の記録媒体へ画像を複製・移動または送信した場合の記録（ガイドライン第2-6-（3））

これら3点について、事前に次のような記録様式を準備しておきましょう（P.26 参照）。

防犯カメラ データ管理表（例）

番号	日付	移動・送信・保存・提供・削除・延長等	カメラ番号	データ部分	提供理由・提供方法	提供・送信先等	その他身分確認等	返却日
1	1月20日	提供	1・2	H24.1.19 18:00~ 同日 19:00	〇〇事件捜査のため、データを警察のUSBに複製	〇〇警察署〇〇係 担当 〇〇	警察手帳で身分確認 文書番号〇〇〇番	
2	1月23日	複製・保存	全て	H24.1.20 1:00~ H24.1.22 20:00	〇〇事件捜査のため、データ保存の依頼。媒体No.1に複製	〇〇警察署〇〇係 担当 〇〇	警察手帳で身分確認	
3	2月4日	提供	4・5	H24.1.25 13:20頃	〇〇事件捜査のため、10数枚画像を写真撮影	〇〇警察署〇〇係 担当 △△	警察手帳で身分確認 文書番号〇〇〇番	
4	4月5日	削除	全て	番号2で保存したデータ	〇〇警察署より、データ不要との連絡	媒体No.1からデータを消去		

IV. 運用開始後

防犯カメラの運用を始めた後を守るべき原則や手続きについて、以下の順に解説します。

- 1 原則
- 2 画像の提供を求められた場合
- 3 問い合わせを受けた場合
- 4 保守点検や撤去を行う場合

1 原則

運用上、普段から守るべき原則は6つあります。

①目的外運用の禁止

あらかじめ定めた目的を逸脱して防犯カメラを運用してはいけません（P.6 参照）。

②秘密の保持

【ガイドライン】（第2－5）

5. 秘密の保持

設置者等、管理責任者および操作担当者は、防犯カメラの画像と、画像から知り得た個人に関する情報をむやみに人に漏らしてはならない。また、それらを不当な目的のために使用してはならない。

このことは、設置者等、管理責任者および操作担当者でなくなった後においても同様とする。



この秘密の保持には、記録画像のデータや印刷物を無断で持ち出さないことに加え、画像を見て「誰がいつどこにいた」などの会話をむやみにしないことも含まれますので注意しましょう。

③操作者・視聴者の限定

事前に管理責任者の了解を得ずに、管理責任者や操作担当者でない者が防犯カメラの操作や視聴をすることがないようにしなければなりません（P.13 参照）。

④画像提供の制限

原則として、第三者に対して画像を提供してはいけません。例外として第三者に提供する場合については後述の2を参照してください。

⑤画像の複製・移動・送信の制限

画像を複製・移動・送信すれば、それだけプライバシーや個人情報を守るうえでリスクを生むことになります。したがって、画像の複製・移動・送信は必要最低限に制限しなければなりません。特に第三者提供の際に複製・移動・送信を行うことには慎重を期す必要があります。具体的に守るべき手続きについては、後述の2を参照してください。

⑥画像加工の禁止

【ガイドライン】（第2-6）

6. 画像の適正な管理

（6）画像加工の禁止

画像は、撮影された状態のまま保存し、加工したものを保存してはならない。

解説

画像は撮影された状態のまま記録されなければなりません。記録された画像に加工を加えれば、防犯カメラが直接事実を記録するという信用性が失われます。なお、プライバシーへの配慮などで特定箇所が映らないようにするマスキングについては、撮影自体を行わないようにする工夫なので、画像の加工には含まれません。



第三者への画像提供時に、提供の同意を得ていない人物などにモザイクをかけることは画像の加工にあたりますか？



ガイドラインで規定する画像加工の禁止は、第三者へ提供する画像（複製画像）にモザイクをかけることまで禁止しているものではありません。

防犯カメラで記録された画像そのもの（原本）の加工禁止です。

2 画像の提供を求められた場合

プライバシーと個人情報を保護するうえで、記録した画像を第三者に提供することは、原則として禁ずる必要があります。

【ガイドライン】（第2-7）

7. 画像提供の制限

設置者等は、原則として、第三者に対して画像を提供してはならない。

例外として第三者に画像を提供する場合には、設置者等は、次のいずれかに当たることを確認したうえで、設置目的に照らして必要性を慎重に判断する。

解説

現実には、犯罪捜査のために警察が画像の提供を求めるケースなどがあります。犯人を検挙するのに役立つならば防犯にもつながると考え、気軽に了解しそうですが、プライバシーと個人情報の保護上、正しい手続きに沿って判断する必要があります。

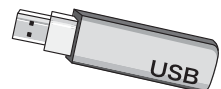


画像を見せることも提供にあたりますか？どこまでが提供にあたりますか？



画像を見せるだけでは、提供にはあたりません。しかし、ガイドライン第2-5「秘密の保持」で定められているように、第三者のプライバシー等に配慮し、画像を見せることについても慎重に判断しましょう。

モニター画像を写真撮影させたり、キャプチャー画像（静止画）を印刷したものを渡すことは、画像提供にあたり、USBメモリやSDカードなどで動画ファイルを提供する場合と同様に、ガイドラインの基準に従う必要があります。



画像を提供する場合には、次の手続き①から手続き⑥に沿って判断してください。

手続き①

ガイドラインで挙げられた4つの提供理由のいずれかに当てはまっていることを確認する。

【ガイドライン】（第2-7つづき）

- (ア) 法令に基づく場合。
- (イ) 捜査機関から犯罪や事故の捜査の目的で提供の要請を受けた場合。
- (ウ) 個人の生命や身体、財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ない場合。
- (エ) その他、設置目的に照らして必要と考えられる場合。ただし、個人を判別できる画像を提供するときは、その本人の同意を得なければならない。

解説

- (ア) 法令に基づく場合。

裁判所からの文書提出命令（民事訴訟法第 223 条）、弁護士会からの照会（弁護士法第 23 条の2）、裁判官が発付する令状に基づく場合などがあります。

- (イ) 捜査機関から犯罪や事故の捜査の目的で提供の要請を受けた場合

警察や検察等の捜査機関が行う捜査関係事項照会書（刑事訴訟法第 197 条第2項）等による依頼があった場合です。

- (ウ) 個人の生命や身体、財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ない場合

大きな災害が発生したときに消防署などから要請がある場合や、迷子や認知症の高齢者が行方不明になったときなどに、市の担当職員や警察官から提供の要請がある場合などをいいます。

- (エ) その他、設置目的に照らして必要と考えられる場合。ただし、個人を判別できる画像を提供するときは、その本人の同意を得なければならない。

たとえば、施設管理の目的で設置した防犯カメラに映っていたエレベーター事故の画像を、研修資料として使用したいという提供要請があった場合や、報道機関等から犯罪報道のため、画像の提供要請があった場合などが考えられます。これらについては提供する法的義務はありませんが、設置目的に照らして必要性を慎重に判断して提供要請に応じるか否かを決める必要があります。

しかし、個人を判別できる画像を提供する場合には、その映っている本人の同意を得ることが必要です。本人から同意を得ることができずプライバシー等を保護する必要のある場合には、本人が判別できない画像を使用する、本人が判別できないようにモザイク加工をするなどの措置が必要です。

手続き②

4つの提供理由のいずれかに当てはまっている場合には、その画像を提供することが、設置目的の実現につながるか主体的に判断する。



自分が映っているはずの画像がほしい、といわれました。提供する義務があるのでしょうか？



本人からの提供要請はガイドライン第2-7の（エ）にあたります。設置目的に照らして必要性を慎重に判断して提供要請に応じるか否かを決める必要があります。提供を求める理由を聞き取り、誠意を持って対応しましょう。

Q 「車に載せていた荷物がなくなっている。カメラに映っているはずだから見せてほしい。」と要望を受けた場合、画像を見せる必要がありますか？

A 防犯カメラに映っている画像を見せてほしいと要望があれば、まず、警察への被害届を出してもらい、警察に防犯カメラの画像を調べてほしいと申し出てもらうよう伝えるのもひとつの方法だと考えます。

Q 法令に基づく場合や犯罪等の捜査目的による要請であれば、無条件に画像の提供を行ってもよいのでしょうか？

A 法令で提供することに義務が伴う場合には、そのことを文書で確認したうえで、提供を行うことになります。提供が法的義務ではなく任意の協力に基づく場合は、当該法令や提供要請の趣旨と、防犯カメラの設置目的とを照らしあわせて、第三者提供の必要性を判断し、提供要請に応じるか否かを主体的に決めましょう。

手続き③

画像を提供することが設置目的の実現につながると判断した場合、提供前にガイドラインが示す要件を満たすよう手続きをとる。

【ガイドライン】（第2-7つづき）

前記（ア）～（エ）のいずれかに基づき提供する場合、次の二つの要件をともに満たすこととする。

- （１）提供する相手に対して、身分証明書の提示を求めるなどして、身分を確認する。
- （２）提供したことについて、管理上必要な記録を残す。

前記（１）、（２）の要件に加えて、要請や同意を文書によって確認することが望ましい。

解説

まず、提供相手に身分証明書の提示を求めるなど、身分確認を行います。たとえば、提供相手が警察官であった場合、警察手帳の提示を求め身分確認を行います。

さらに、提供前には、提供要請を確認する文書の提出を提供相手に求めることが管理上望ましいです。提供要請を確認する文書としては、たとえば、捜査関係事項照会書（刑事訴訟法第197条第2項）などがあります。

また、ガイドライン第2-7の（エ）に基づいて、個人を判別できる画像を提供するときは、原則として画像をどのような目的で、何に使うのか、どこへ提供するのか等を映っている本人に説明したうえで、本人の同意を得る必要があります。加えて、同意書を受け取っておくことが、より望ましいでしょう。

Q 提供要請の文書にはどのようなことが書いてあればよいでしょうか？

A 提供を求める相手方の住所、団体名、代表者名、担当者名、連絡先などの相手方に関する情報に加えて、提供要請を行う法令や理由を確認できることが必要です。

手続き④

提供時に帳簿に記録を残す。

「Ⅲ. 運用の前に」で挙げた記録様式に提供日時、提供先等の記載をしておきましょう（P.26 参照）。

手続き⑤

画像をUSBメモリなど他の記録媒体へコピーや移動する場合、提供相手からの二次提供や漏えいの危険もありえるので、コピーなどの必要性を慎重に判断する。

【ガイドライン】（第2-6）

6. 画像の適正な管理

（3）画像の保護

画像を他の記録媒体へ複製、移動または送信するにあたっては、設置目的に照らして必要性を慎重に判断する。そのうえで複製、移動または送信の操作を行うときには、管理責任者の承認を得るものとする。あわせて、次の二つの要件を満たすことが望ましい。

（ア）複製、移動または送信をしたことについて、管理上必要な記録を残す。

（イ）複製、移動または送信にはパスワードの入力を求めるように設定するなど画像を保護する。

解説

（a）複製・移動・送信の必要性の判断について

画像の複製・移動・送信については、個人情報の流出の危険性を伴う行為であると認識して、設置者等が設置目的に照らしてその行為の必要性を慎重に判断します。

（b）管理責任者による承認について

設置者等が複製等を認めた場合でも、そのための機器の操作にあたっては、重ねて管理責任者の承認を求めます。

（c）複製・移動・送信時に満たすことがより望ましい要件について

これらの作業については、外部提供の場合だけでなく内部利用の場合においても、「Ⅲ. 運用の前に」で挙げた記録様式に操作日時等の記載をすることで、より適正な運用ができます（P.26 参照）。

また、パスワード設定などの機器の性能を活用し、適正なデータ管理に努めましょう。



Q ガイドラインの要件を踏まえたうえで実際の複製などの作業を警察官など提供相手にしてもらってはいけませんか？



A 本来、機器の操作は、管理責任者または操作担当者が行うべきですが、ガイドライン第2-4（2）例外規定に基づいて、管理責任者の了解を得たうえでならば、警察官など提供相手が複製などの操作を行うことも可能です。

手続き⑥

画像の提供とともに、画像の提供相手から、あらかじめ定めた保存期間を超えて、画像の保存を求められた場合には、次のガイドラインの要件を満たすようにする。

【ガイドライン】（第2－6）

6. 画像の適正な管理

（4）画像の保存期間

画像の保存期間は、あらかじめ明確に定める。

あらかじめ定める保存期間は、1か月以内とすることが望ましい。1か月を超えて定める場合、設置目的に照らして必要最小限とする。

個別の事情により、あらかじめ定めた期間を超えて特定の画像を保存する場合、理由を明確にしたうえで、管理上必要な記録を残す。

解説

あらかじめ定められた期間を超えて画像を保存する場合に満たすべき要件は、理由を含めて記録様式に記録を残すことです。

保存期間を延長するかどうかは、画像の提供時と同様に、設置目的に照らしてその必要性を主体的に判断してください。

Q あらかじめ定めた保存期間を超えて、画像の保存を要望される場合としては、どのようなケースが考えられますか。その場合、後で提供の要請があるのでしょうか？

A 警察が事件捜査の初期段階で、防犯カメラの設置者に画像の保存を依頼する場合等が考えられます。提供する場合に準じて、設置者が必要性を判断しましょう。

改めて、警察から画像提供の要請があった場合は、ガイドラインに沿った手続きをとりましょう。また、不要との連絡があった際には、あらかじめ定めた期間を超えていれば、速やかに画像の消去を行いましょう。

3 問い合わせを受けた場合

防犯カメラを設置した後に受ける問い合わせとしては、「なぜ設置したのか」という設置自体に関するものから、「画像がほしい」という画像提供に関するものまで、さまざまなものが考えられます。画像提供に関する問い合わせについては、上記2を参照してください。ここでは、問い合わせへの対応全般について解説します。

【ガイドライン】（第2－9）

9. 問い合わせへの対応

設置者等は、防犯カメラに関する問い合わせや苦情（以下「問い合わせ等」という。）を受けた場合、問い合わせ等の対象が設置目的や設置運用規定に照らして適正な行為かどうか判断し、誠実かつ迅速に対応する。

あわせて、問い合わせ等に対応する者をあらかじめ指定し、対応要領を定めておくことが望ましい。

解説

問い合わせ等への対応を行ううえで最も重要なことは、質問や要望に応えることが、防犯カメラの設置目的や設置運用規定に照らして適正かどうかの判断です。たとえば、犯罪の抑止を目的として設置したカメラについて、「家の軒先が映っていると思うから撤去してほしい」という近隣住民からの要望にそのまま応えるのが適正とはいえません。まずは、ガイドラインに従い、「可能な限りの工夫を行い、私的な空間の個人を判別できる画像ができるだけ記録されないように」しているという事実を説明することが必要です。そのうえでなお、問い合わせ側との間で問題が残る場合には、「ガイドラインがそう定めているから」の一点張りの説明ではなく、問い合わせ側の不満がどこにあるのか明らかにし、両者の間で妥協点を探り、解決を図ることが、ガイドラインのいう「誠実」な対応になります。

問い合わせに対応する担当者については、たとえば、画像管理等の管理運用に関する問い合わせ等であれば、管理責任者が設置運用規定等をもとに対応することが望ましいです。また、防犯カメラの設置や撤去など設置目的に関する問い合わせは等には、自治会など設置者等全体で協議して対応することが望ましいです。さらに、問い合わせ等に対応する場合には、できるだけ複数人でその内容を確認して行い、対応結果によって、管理体制に不信を招くことがないようにします。

4 保守点検や撤去を行う場合

防犯カメラに対する信用は、画像が正確に記録されていることによるところが大きいと考えられます。したがって、画像が正確に記録されているかの保守点検と、運用を行わなくなったカメラの撤去が必要になります。

【ガイドライン】（第2-10）

10. 防犯カメラの保守点検と撤去

（1）保守点検

設置者等は、防犯カメラに関わる機器を定期的に点検し、必要に応じて交換を行う。

（2）撤去

設置者等は、防犯カメラの運用をやめると決定した場合、責任を持って撮影装置や設置表示を撤去する。

解説

（1）保守点検

防犯カメラ（撮影装置）と画像記録装置には、メーカーなどが定めた保守点検時期があります。できる限りその時期を守りましょう。特に、ハードディスクやメモリーカードなどの媒体は消耗劣化するということを認識して、定められた期間を目安に交換することが必要です。もちろん、保守点検や交換には費用が伴います。これから防犯カメラを導入しようとする場合、その費用も見積っておいてください。

（2）撤去

防犯カメラの有効性を考えた場合、画像が正確に記録されていることが重要です。犯罪者から「この防犯カメラは、画像を記録していない」と認識されれば、防犯カメラの犯罪抑止効果が失われることになるため、設置者等による適正な管理が必要です。画像の記録をやめる場合には運用をやめると考え、撮影装置と設置表示を撤去すべきです。これは、物理的に記録ができなくなり修理や交換が見込まれない場合や、設置目的を達したなどの理由で運用をやめると決めた場合も同様です。

また、防犯カメラを撤去する場合には、設置運用規定の廃止などを行うとともに、確実に記録画像を消去することが、プライバシーと個人情報の保護上重要になります。

〇〇自治会防犯カメラ設置運用規定（作成例）

1. 趣旨

〇〇自治会（以下「自治会」とする。）は、〇〇地区における犯罪や事故を防止して、住民が安全で安心して暮らすことのできる地域社会を実現する目的のために、防犯カメラを設置し、運用する。前記の設置・運用目的を逸脱した運用は行わない。設置・運用目的を実現するにあたり、プライバシーの保護や個人情報の適正な取扱いに十分留意するためこの規定を定める。

2. 設置場所・撮影方向

- (1) 防犯カメラの撮影範囲は、設置・運用目的を実現するために必要最小限とし、私的な空間の個人を判別できる画像ができるだけ記録されないように、別添配置図※¹ のとおりとする。また、画像が漏れないよう、配線等の保護を行う。
- (2) 防犯カメラの撮影区域またはその周辺には、防犯カメラが作動中であることおよび「〇〇自治会」と明記した表示板を別添配置図のとおり掲示する。

3. 管理責任者等の指定・責務

- (1) 防犯カメラの適正な管理・運用を行うため、自治会に管理責任者及び操作担当者を置く（以下「管理責任者等」とする）。
- (2) 管理責任者は〇〇会長とする。
- (3) 操作担当者は、自治会〇〇委員とする。※²
- (4) 管理責任者等は、この規定を遵守し、適正な管理・運用に努めなければならない。
- (5) 管理責任者等は、防犯カメラの画像と画像から知り得た情報をむやみに人に漏らしてはならない。また、それらを不当な目的のために使用してはならない。このことは、管理責任者等でなくなった後においても同様とする。

4. 機器の操作・視聴の制限

操作・視聴は、原則として、管理責任者または操作担当者が行う。例外として、他の者が操作・視聴を行う場合には、管理責任者の了解を得なければならない。

5. 画像の管理

自治会は、画像の漏えい、滅失、改ざん防止など画像の適正な管理を図るため次のようにする。

(1) 保管方法

画像記録装置と記録媒体は、自治会館内〇〇室に置く保管庫に入れるものとし、保管庫が持ち出されないよう措置を講ずる。

(2) 画像の保護等

画像を複製、移動または送信するにあたっては、次のいずれかにあたることを確認したうえで、設置・運用目的に照らして、必要性を慎重に判断する。

ア. 6に定める規定に基づき画像を提供する場合。

イ. 機器の保守点検を行う場合。※³

画像の複製、移動または送信を行う場合、操作担当者は、事前に管理責任者の承認を得なければならない。また、管理上必要な記録を残すものとする。

(3) 保存期間

保存期間は1か月とする。ただし、特に必要と認められる場合は、設置・運用目的に照らして、必要最小限の範囲で、これを延長することができる。管理責任者等は、保存期間を延長したときには、その理由を記録するものとする。

(4) 画像の消去

保存期間を経過した画像は、速やかに上書き等の方法により確実に消去する。

記録媒体を廃棄する場合は、画像の読み取りまたは復元ができない状態にするものとし、そのことを記録する。

(5) 画像加工の禁止

画像は、撮影された状態のまま保存し、加工したものを保存してはならない。

6. 画像提供の制限

防犯カメラで撮影された画像については、原則として、第三者に対して提供してはならない。

例外として第三者に画像を提供する場合には、自治会は、次のいずれかに当たることを確認したうえで、設置・運用目的に照らして必要性を慎重に判断する。

(1) 法令に基づく場合。

(2) 捜査機関から犯罪や事故の捜査の目的で提供の要請を受けた場合。

(3) 個人の生命や身体、財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ない場合。

(4) その他、設置目的に照らして必要と考えられる場合。ただし、個人を判別できる画像を提供するときは、その本人の同意を得なければならない。

前記(1)から(4)のいずれかに基づき提供する場合、次の三つの要件をともに満たすこととする。

ア. 提供する相手に対して、身分証明書の提示を求めるなどして、身分を確認する。

イ. 提供したことについて、管理上必要な記録を残す。

ウ. 要請や同意を文書によって確認する。

7. 問い合わせへの対応

自治会は、防犯カメラの設置及び管理に関する問い合わせ、要望、苦情等を受けたときは、それが設置・運用目的やこの設置運用規定に照らして適正かどうか判断し、迅速かつ誠実に適切な対応を行うものとする。

8. 防犯カメラの保守点検と撤去

(1) 保守点検

自治会は、防犯カメラに関わる機器を定期的に点検し、必要に応じて交換を行う。

(2) 撤去

自治会は、防犯カメラの運用をやめると決定した場合、責任を持って防犯カメラや表示板を撤去する。

※1 防犯カメラの設置位置や撮影範囲、表示板の掲示位置などを記載した図面を作成し規定とともに保管しましょう。

※2 または、「別表に定める」と規定し、別表に記載する方法もあります。

※3 その他、設置団体内で事故報告を行う場合など、設置目的に照らし、必要性を慎重に判断し、事例を規定してください。

外部提供に際してのチェックリスト（作成例）

1. ガイドラインで挙げられた 4 つの理由に当てはまっているか？
☐ ア 法令に基づく要請の場合 ☐ イ 捜査機関から犯罪や事故の捜査の目的で提供の要請を受けた場合 ☐ ウ 個人の生命や身体、財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ない場合 ☐ エ その他、設置目的に照らして必要と考えられる場合 個人を判別できる画像が含まれていないか？ ☐ 無 ☐ 有 ↓ ☐ 本人の同意を得たか？ 同意を得られない場合 ↓ ☐ モザイクをかけるなどの処置をしたか？
2. ☐ 設置目的の実現につながるか？
3. ☐ 相手方の身分の確認をしたか？
4. ☐ 提供要請を文書で確認したか？
5. 画像データの複製・移動・送信時の確認
☐ 設置者等が複製などの必要性を認めたか？ ☐ 管理責任者が複製などの操作を承認したか？
6. ☐ 提供等について帳簿へ記録を残したか？

防犯カメラ データ管理表 (例)

番号	日 付	移動・送信・保存・ 提供・削除・延長等	カメラ番号	データ部分	提供理由・提供方法	提供・送信先等	その他身分確認等	返却日
1	1 月 20 日	提供	1・2	H24.1.19 18:00～ 同日 19:00	〇〇事件捜査のため、 データを警察の USB に複製	〇〇警察署〇〇係 担当 〇〇	警察手帳で身分確認 文書番号〇〇〇番	
2	1 月 23 日	複製・保存	全て	H24.1.20 1:00～ H24.1.22 20:00	〇〇事件捜査のため、 データ保存の依頼。 媒体No1に複製	〇〇警察署〇〇係 担当 〇〇	警察手帳で身分確認	
3	2 月 4 日	提供	4・5	H24.1.25 13:20頃	〇〇事件捜査のため、 10 数枚画像を写真撮影	〇〇警察署〇〇係 担当 △△	警察手帳で身分確認 文書番号〇〇〇番	
4	4 月 5 日	削除	全て	番号2で保存した データ	〇〇警察署より、 データ不要との連絡	媒体 No.1から データを消去		
5	4 月 20 日	送信	3	H24.2.1 13:12頃	大阪本社へ2号 エスケーター転倒 事故の画像を送信	本社総務課 担当 □□		

堺市防犯カメラの運用等に関するガイドライン

平成25年3月発行

編集・発行／堺市市民人権局 市民生活部 市民協働課

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL 072-228-7405

FAX 072-228-0371

協力／摂南大学 法学部 准教授 中沼 丈晃

堺市行政資料番号 1-17-2012-0298

